

# 西宮市総合計画審議会

## 第1部会（第5回）

日時：平成20年10月14日（火）

場所：西宮市役所東館801,802会議室

時間：13:30～15:27

川本部長 皆さん、こんにちは。本日はお足元の悪い中、御出席いただきまして、どうもありがとうございます。それでは、ただいまから西宮市総合計画審議会第1部会を開催させていただきます。

審議に先立ちまして、本日の委員の出席状況を事務局の方から。

田村総合計画担当グループ長 本日は、御欠席は事前には聞いておりませんが、現時点では14名中10名の方の御出席ということになっております。

川本部長 これで過半数に達しておりますので、本日の会議は成立します。

そして、毎回申しているのですが、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードでよろしく願います。

それでは、ただいまより審議に入らせていただきます。まず配布されております資料につきまして、事務局の方から御説明をよろしく願います。

田村総合計画担当グループ長 お手元の方に資料を、数が多いですが、7点置かせていただいております。

まず、A4の1枚もので、上のところに「平成19年度 子育て地域サロン事業報告一覧」と書いた資料がございます。こちら、前々回、第3回に藤田委員から言われた資料で、前回出し忘れて申し訳なかったですが、今回提出させていただきます。

そして、その下になります。毎回同じように、前回の第4回の会議録とまとめさせていただきますました意見要旨になります。こちらは、いつもと同じように、御確認をい

ただきました上で、修正、追加等がございましたら事務局の方までおっしゃっていただくようお願いいたします。

それと、あと残り4点でございますけれども、前回お出しすると言っておりました市の共通項目につきましての修正関係の資料4つを御用意させていただいております。A3の共通審議項目における意見と現時点での市の考え方、右上のところに10月修正案と書かせていただいている資料。そして、その次に共通項目修正案対比表というA4の1枚ものの資料。そして、あと2点で基本構想原案の修正案、基本計画総論原案の修正案をつけさせていただいております。こちらにつきましては、また後ほど審議の際に御説明させていただきます。

配布している資料につきましては、以上でございます。

川本部長            それでは、本日の審議項目でございますが、実質的には審議は本日が最終になりますので、まず残っております各論の12、13、14の審議をした後、先ほど申しましたように、共通項目の修正案を審議したいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、各論の12を審議したいと思いますので、まず市からの説明よろしくようお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長            では、各論まちづくり編の12、学校教育の充実をお願いいたします。

現状と課題につきましては、時代や社会の変化に対応して、たくましく生きることが出来る力を育成していくことが求められているという認識のもとに、幼稚園、小・中学校、高等学校それぞれにつきまして、まとめさせていただいているものでございます。

まず、幼稚園につきましては、子育て支援機能のさらなる充実を図る必要があるということを記述させていただいておりますが、このうち幼稚園の記述の2行目になります、中ほど、「幼稚園教育の充実に努めてきましたが」という記述につきまして修

正をお願いいたします。「努めてきました。」で切らせていただきまして、「今後地域の幼児教育センターとしての」という内容に修正をさせていただきたいと考えております。「努めてきました。今後地域の幼児教育センター」と、修正をさせていただきます。

そして、2つ目が小・中学校でございまして、こちらにつきましては平成19年4月より、特別支援教育への転換が図られまして、きめ細かな教育的支援を行うための体制の整備、必要な取り組みが急がれているということが一つ。そして、「確かな学力」の定着を目指した教育課程の編成及び学力向上に向けた、さらなる取り組みが必要となっているということ。そして、教育情報化社会への対応としてのさまざまな取り組みも行っているということを挙げております。

また高等学校につきましては、新しい選抜制度、複数志願選抜・特色選抜の導入に伴いまして、魅力ある学校づくりが求められているということを掲げてございます。

それを踏まえました基本方針といたしましては、育ちや学びの連続性を踏まえ、「確かな学力の定着」「豊かな心の醸成」「健やかな体づくり」を基本に、子供一人一人の発達に応じた学習環境の充実を図りますとしております。

主要な施策展開につきましては、4つを挙げております。

1つ目が、幼稚園教育の充実といたしまして、私立幼稚園、保育所、小学校との連携を促進した「協同的な学び」の充実を図っていくというふうにしております。

そして、2つ目の小・中学校教育の充実といたしましては、4点挙げておりまして、確かな学力の定着、健やかな体の育成、豊かな心の育成、そしていじめや不登校等への対応、この4つを挙げております。

そして、高等学校教育の充実といたしまして、多様で柔軟な魅力ある学校づくりを進めるとしております。

そして、特別支援教育の推進といたしまして、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、教育支援を行う特別支援教育を充実させていく、その取り組みを

行っていくとしております。

市民一人一人の活動といたしましては、学校教育に関心を持ち、学校公開や行事に積極的に参加するとしております。

まちづくり指標といたしましては、1つ目、小学校図書館における児童一人当たりの年間貸出冊数、これは上げていく方向で考えております。

2つ目が、パソコン1台当たりの児童生徒数でございます、これは10年間で引き下げていくという方向でございます。

そして3つ目が、西宮専門家チームによる相談事業で、こちらにつきましては、新たに実施をいたしますが、希望する学校では100%実施をしていくという方向で考えております。

説明につきましては、以上でございます。

川本部会長 市からの説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。御意見、御質疑お受けいたしますので、よろしく願いいたします。はい、どうぞ。

野坂委員 左ページの中ほどにありますWeb学習システムですけれども、これは西宮市がつくられたシステムなのでしょうか。それとも、既存のものが何かあるのでしょうか。

川本部会長 はい、お答えよろしく願いいたします。

山本学校教育グループ長 これは、西宮市が作成したものでございます。

野坂委員 わかりました。これを見せていただいたのですけれども、例えば漢検だとか、英検だとか、数検だとかというものと大変よく似ていると私は思うのですけれども、それを利用すればよかったのではないだろうかという気がするのです。

これの利用状況を書いておられるのですけれども、これによってどれだけ学力が上がったかというような検証はされておられるのでしょうか。

川本部会長 はい、いかがでしょうか。

山本学校教育グループ長 既存の検定等ということですがけれども、現場の先生

方の協力を得まして、現場に合ったような形で市としてつくりたいということをつくっています。

2つ目の学力の定着、向上等との関係ですけれども、このことがすぐに結果としてどういう形でという数値ですか、そういうものを現状はとらえておりません。ただ、意欲づけということに関しましては、発行数等では、かなりの枚数を発行しているということでございます。

野坂委員       このシステムをつくるに当たって、結構お金を使われているのではないかと思うのですけれども、それには成果を伴わなければ、無駄遣いではないのかという気がします。

ですから、できれば学力との関連づけ、どれだけこれが成果を上げているかというようなことの検証だとかアンケートだとかは実施されるべきではないかと思えますし、既に英検とか漢検とかいうものがあるわけですから、それをもう少し活用できたのではないかというのが私の気持ちです。

川本部会長       ほかにございませんでしょうか、御意見。いかがですか。はい、どうぞ。

藤田委員       コミュニティの藤田です。

現在学校カウンセラーという形で、中学校で3校に一人ぐらいの割合で入っていらっしゃると思うのですが、今度はチームになるということは、現状のカウンセラーの方はどのような割合で入っていらして、そして成果が上がっていて、その上でチームをつくられて、そこの経緯を教えてくださいたいのですが。

川本部会長       はい、お答えお願いいたします。

木野村学校人権教育グループ長       スクールカウンセラーについてお答えいたします。

現在、中学校は20校すべてに配置されておりまして、小学校は昨年度3校であったものが本年度7校に増えております。スクールカウンセラーのチームということに関

しましては、私の方は聞いておりませんが。

藤田委員 いろいろな専門の方を入れて、移行するという形でよろしいでしょうか。

戎野施設計画グループ長 チームとおっしゃったのは、西宮の専門家チームのことでございましょうか。

藤田委員 そうです。専門家チームという。

戎野施設計画グループ長 これにつきましては、特別支援教育チームで、今年から新しい事業として開始しております。発達障害を持つお子さんたちに訪問相談であるとか来所相談で専門家の方々にお力を借りているという事業が、今年から始まりました。

藤田委員 障害を持っている子供だけのことですか。

戎野施設計画グループ長 そうですね。

藤田委員 今、学校に配置されているカウンセラーというのは、いじめだとか、そういう対応されていたと思うのですけれども。

戎野施設計画グループ長 そのスクールカウンセラーの方は、こちらの人権の方です。

藤田委員 それは継続して入られるわけですか。

木野村学校人権教育グループ長 もちろんそうです。小学校7校ですけれども、今後、配置数を増やしていただくように県の方には要望しております。

藤田委員 別のチームができるということですか。わかりました。

川本部会長 ほか、いかがでしょう。はい、どうぞ。

谷垣委員 失礼します。Web学習システムというのは、私たちが在職していましたが、なかったところですので、いろいろお聞きしたいと思っていたのですが、先ほど質問されましたように、学力向上との関係がやはり市民も望まれるのだらうと思いますし、それによって低位の生徒が、どういうふうに救われたり、向上し

ていくのか。

現場にいましたら、やはり勉強してほしいとか、させたいという、そういう生徒は余りやらないで、どんどん進む子は進んでいきますし、それで認定制度がどのくらいまでの進級制でいっているのか、1年間で20級までいくのか、その辺がわからないので、教えていただけたらと思います。

家庭でする場合も、できるわけですね、家庭学習。その場合に、パソコンが随分普及はしてきていると思いますけれども、先ほど言いましたように、勉強してほしいという家庭の子供はパソコンが家庭にないかもわかりませんし、そういったところでやっぱり格差は、そのまま依然としてあるのだろうし、それをどういうふうに補って、全体の学力を向上させていこうという考えがどうなのか。

この間、大阪あたりは、文部省の学力検査の公表について、いろいろ問題になっておりましたけども、去年も今年も西宮は平均よりは少し上回っているということで、そういう点で御父兄などは、やや安心しておられるかもわかりませんが、本当はもっと学力を伸ばさないといけない。それは個人指導で各学校が取り組んだり、小・中ともしてはおられると思うのですけれども、その辺のこのWeb学習システムと学力の相関関係は取っていくべきだろうと思いますし、そういったところの関係をどうお考えなのかな、お聞きできたらと思いますが。

川本部会長           はい、お願いします。

山本学校教育グループ長       Web学習システムというのは、実はスタートはねっこシートからスタートしております。子供たちが基礎基本の漢字とか、計算の各プリント、そのプリントを教科ごとでつくりました、段階別に。それを各学校で印刷ができるようにして、授業中ですとか、宿題ですとか、そういう形で使ってきました。

それは現在でもあるのですが、それをさらにインターネット上に上げて、パソコンでも使えるように、家庭でも使えるようにという形でしたことをございますので、確かにパソコンが家庭にない場合というのは、そういうことも考えたのですけれども、

プリントとしても活用できるという、そういう形でしていますので、発展的にそういうこともしていこうというシステムです。

川本部会長       それで、よろしいでしょうか。

谷垣委員       主要な施策のところの今おっしゃったのは、学力向上アクションプランと共通しているのでしょうか。

山本学校教育グループ長       ここに書いております学力向上アクションプランというのは、読書の充実ということで、各学校の蔵書率、各学校の規模によって蔵書の冊数を決定しているのですが、市内の小・中、特別支援学校の蔵書率を100%にするという形で取り組む中で、読書をする子供たちを増やしたいというものです。

川本部会長       はい、どうぞ。

谷垣委員       前回、図書館教育のところでおっしゃっていただいたら、また学校教育の充実のところでおっしゃっていただきましたが、今読書のことが出まして、朝の読書活動が文部省で基礎学力の向上に役立っているというふうに、統計をとって、新聞紙上で発表されていまして、実際に私も現場のときに取り組んで、中学生でしたけれども、10分間読書を実施しましたが、何故そもそもしたかということ、感性豊かな中学生の時に、アンケートをとったら、1月に1冊も読んでない子が約半数いたわけです。

やはり、そういう感性豊かなときにもっと読書をして、さらに感性豊かになってほしいということで、全校体制で3学年とも取り組んでしたわけなのですけれども、生徒も朝10分しっかり読書しますし、落ちついておりましたし、早い子は20ページぐらい10分間に読むわけです。だから、そういうことと、学力の向上は確かに基礎学力が並行しているということで、前回も言いましたけれども、青少年問題協議会でも朝読書を進めていこうということをして、市長から、以後、いろいろな学校で取り組まれていると聞いておりますけれども、一つの学校で1学級とか1学年とか、そういうことをすれば100%近くあるのかもわかりませんが、実際には市内でどういうふうに取り組んでいっているのか、その辺の集計的なものがありましたら教えていただき



たいと思います。

川本部会長           いかがでしょうか。

山本学校教育グループ長           これは昨年度の数値だと思いましたが、小学校の方で授業も含めてですけれども、朝読書も含めまして、学校で一斉に読書活動を実施しているという学校につきましては、小学校で39校、中学校で17校というふうな形で、かなり高い形でそういう読書活動等を現在しているところでございます。

川本部会長           よろしいでしょうか。

ほかに、御意見。

よつや委員           関連で、いいですか。

これはまた質問になってしまうのですが、まちづくり指標の中でも、小学校図書館における貸出数を増やすということですが、蔵書率を上げると先ほどおっしゃいましたけれども、それに関連して学校図書館の司書の方が少ないと聞いているのです。これは複数のお母さんというか、PTAの方に聞いているのですね。だから、ただ単に本を増やすだけではなくて、この総合計画に関連してそういうことができるのかどうかわかりませんが、司書を増やしていく計画があるのかということなのです。

増やすにすると、増やすための人材の確保とか、雇用形態、多分不安定な雇用形態になると思うので、その辺は保証していかなければいけないし、いたし方ないところがあると思うのです。その辺どうなのかということをお聞きしたいと思います。

川本部会長           はい。よろしく願いいたします。

山本学校教育グループ長           司書教員につきましては、今指摘されたとおりなのですが、今教諭と兼務という形で入っております。県の方には、専任でということの要望はずっと上げているのですが、そう簡単に専任にという状況にはないというふうに感じています。

市の方としまして、学校図書館指導員という形で、学力向上アクションプランの中で、実は冊数を揃えるということと同時に、学校図書館指導員の派遣回数を増やすと

ということで、従前も市のお金で年間十数回は派遣していたのですが、少ないですので、最低週1回は全ての学校に派遣したいということで、現在進めております。

ですから、現在は35回という形での派遣はできますし、それから特別に蔵書を配置した学校につきましては、冊数とも大変増えますので、プラス、今正式な回数はないですけども、数十回の回数を入れて、大体年間に80回ぐらいの回数で取り組むような形をとっている状況でございます。

川本部会長           それで、よろしいでしょうか。

よつや委員           わかりました。

確認ですけれども、学校図書指導員の方というのは、どういう形で来られるのですか。どういう形というか、雇用形態も含めて。

山本学校教育グループ長       これは報奨費でございます。アルバイト形で。御指摘のとおり、大変単価自体は高くありません。それは、そのとおりでございます。

よつや委員           資格としては、司書の資格を持っているのですか。

山本学校教育グループ長       資格としましては、司書もしくは司書教諭、それからこれをスタートした当初、学校の教諭、教員の資格もということもありましたので、継続されている方は3、4名教諭の資格でという方もございます。

よつや委員           わかりました。結構です。

川本部会長           どうぞ。

溝越委員           済みません、遅れました、申し訳ありません。

この幼稚園についてということですが、人口増加が続いている本市では、公私が連携して入園を希望する全ての幼児の受け入れと、幼稚園教育の充実に努めてきたとあるのですけれども、地域によって差はあると思うのですが、幼稚園で今までは、その幼稚園に入るために夜中から並んでみたいところがあって、今はそういうことは禁止されているようで、抽選で幼稚園に入られているという。

でも、かなりの方が入れていないというか、幼稚園をあふれている方が何人もいら

っしゃるということをお聞きするのですが、あふれている幼児への取り組みというか、その辺のところの認識は、どうなのでしょうということですが、

川本部長 はい、お願いいたします。

田野学事グループ長 今、御指摘の分につきましては、幼稚園の場合、私立と公立、西宮市立とございますが、基本的には3年保育を実施しておりますのは私立だけで、公立、西宮市立では、4歳児からの2年保育になっております。

そういった関係でどうしても定数といいますか、定員をオーバーされる幼稚園につきましては、やむなく抽選とさせていただいております。ただ、5歳児さんに関しましては、基本的には100%の受け入れ態勢を目指しているのが現状でございます。

それで、今御指摘の4歳児で、抽選で幼稚園入れなかった方につきましては、今現在疑似体験になるのですけれども、4歳児ランドと申しまして、幼稚園の年長さんが帰った昼から、年間約50回、受付をさせていただいて、数カ所の幼稚園で実施しております。

もちろん、今後こういった受け入れ態勢については、強化を図っていきたいと考えておまして、今後そういったことについても検討していきたいと思っております。

川本部長 はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

野上委員 今のお話に続くのですけれども、その取り組みというのは具体的に何か決まっているのでしょうか。

田野学事グループ長 現在、特に具体的ということはありませんで、これはまた後ほどになるかと思うのですが、今後幼稚園のあり方につきまして、西宮市の基本方針を策定いたしまして、また皆様方の御意見をいただきながら、幼稚園の適正配置ですとか、そういったものについても考えていきたいと、今後の課題として考えていきたいと、そういうふう考えております。

野上委員 即来年度から、もう来年度の分は終わりましたけれども、その次の

分からの例えば募集の、先ほど言われましたように、抽選になったり、もしくはまだ並んでいる幼稚園はもちろん何カ所もあるのですけれども、そういうことについての対策は、具体的にはすぐにはということはないということですか。

田野学事グループ長       例えば、クラスを増やすとか、幼稚園の数を増やすとか、そういった具体案は持ち合わせておりません。

ただ、今申し上げましたように、現状につきまして、こういった幼稚園の配置が適正なのか、そういったものにつきまして現在検討中ございまして、近々そういう形につきまして、皆様方の御意見をいただくように考えております。

野上委員       代わりに例えば公立の幼稚園が3年になるとか、まれだと思いますが、兄弟枠で公立の幼稚園に行けるとかということは考えていらっしゃるのでしょうか。

田野学事グループ長       そこまでの細かい具体的な事例、事案についてはまだまだ検討中の段階でございまして、現時点では考えておりません。

溝越委員       早急にしていただかないと、人口増加という、ここにもちゃんと書かれているとおり、どんどん増えているのが現状ですので、あふれているお子さんについては、結構私の周りもいらっしゃるので、早急に考えていただきたいと思えます。

川本部会長       ほかに御意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

野上委員       別の話になりますが、放課後の学習クラブみたいなものというのは、今設置されているのでしょうか。

川本部会長       はい、どうぞ。

山本学校教育グループ長       ここに書いておりますチャレンジサポーターというのがございますけれども、基本的には放課後で、先ほど言いましたようなWebを使ったりとか、そういうこともしながら放課後を使ってのということでございます。

野上委員       回数とか。

山本学校教育グループ長       回数は少ないですね。年間30回少しでございます。

野上委員            ということは、週に1回程度。全学校で実施されていますか。

山本学校教育グループ長        そうですね、小・中。

野上委員            学年も全学年、1年生から6年生までとか。

山本学校教育グループ長        いえ、ですから週1回ですので、その方をどう使うかというのは学校の判断になります。

野上委員            ということは、学年が限られているということでしょうか。

山本学校教育グループ長        そうです。基本的にはそうなります。

野上委員            中学校では、しておられない。

山本学校教育グループ長        中学校でもしていますけれども、中学校の場合、放課後クラブ等がございますので、放課後とは違う形、例えばテストの前に集中的にするとか、そういう使い方も工夫しています。

野上委員            わかりました。

川本部会長        はい、よろしいでしょうか。

ほかに御意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

羽田委員            子供たちのパソコンの活用という件について、西宮市ではかなり早くからパソコンの導入が行われて、活用というような状況になっておりますし、現在はそれぞれの学校から、いろいろな報告を教育委員会に上げたりするのも、パソコンを通じてというような状況になっているようにお聞きをしています。

そんな中で、今後の課題として、パソコンの活用というのがあるのですが、先ほども出ておりましたが、現在パソコンの活用が言われている割には、いわゆるパソコンを所持しているとか、ホームページを開設する、開くといいますか、そういう技術だとか、あるいはパソコンのホームページを見るとかというような、そういう調査をしてみますと、大体40%ぐらいのところができるというような回答を得ているわけです。

したがって、パソコンを通じてのいろいろな学力の向上であるとか、そういうのがあると思うのですが、やはりその辺の状況があるんだということを心得ていただいて、

取り組みをお願いしたいというように思っているわけです。

先ほども、そういうことも勘案して取り組んでいるとおっしゃっていただいているので、そういう状況ではないかなというように思いますが、重ねてお願いをしておきたいと思っております。

例えば私ども、いわゆる美術団体等がホームページを立ち上げておりますが、ホームページを会員自身が開いて見ることができるのは、大体30%から40%ぐらいしか見ることができないという状況ですので、せっかく立ち上げても見れないという、そういう状況がやっぱりあるということを考えといていただきたいと思っています。

それから、もう一件は、小学校の図書館における児童一人当たりの年間貸出冊数、これをできるだけ増加するという、そういう方向だと思うのですが、これもお考えいただいていると思いますが、どんな本でもいいということではなしに、やはりこういうものを向上させていくのには、やはりよい本と新しい本を子供たちに提供するということが、非常に大事じゃないかと。

以前、私どもがおりました学校でみますと、蔵書はかなり確かにあるのです。あるのですが、本が非常に古いということがあります。保護者の方に背表紙であるとか、そういうところを補修していただかないといけないという本もかなりございました。

そのような状況ですので、この辺の指標を向上させるために、できるだけ予算を獲得していただいて、新しいよい本を学校に導入していただくようお願いをしたいと思います。

また、そういう本につきまして、十分な冊数を揃えていただけたらというように思っています。せっかく新しい本が入りましても、4冊か5冊しかありませんということでは、やはり子供たちで取り合いになってしまうというようなことで、結局見ずに終わってしまうというような状況があるのではないかと、こういうようなことも思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っています。

川本部長 　　はい、ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。どうぞ。

八木委員 西宮の教育推進の方向、平成20年度版に、道徳教育のところですが、全体計画で次のように書かれています。

4つの視点に基づいた調和のとれた道徳教育の全体計画と年間指導計画を作成しているかどうかを問うとか、これはそれとして。その4つの視点とは、1、主として自分自身に関する事、2、主として他人とのかかわりに関する事、3、主として自然や崇高なものとのかかわりに関する事、4、主として集団や社会とのかかわりに関する事、このパターンは恐らくこれから何十年も続くと思います。恐らく100年以上も続くのではないかと。

そこで、主要な施策展開のところに帰りまして、  
、  
、  
とありますが、その中の豊かな心の育成のところですか。いいでしょうか。「命の尊さを理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める心、他人を思いやる心を育むため、心の教育と人権教育を推進します。」、ここで終わるのですか。

そこで提案ですが、ぜひ加えていただきたいのが、まくら詞的になりますが、一番初めに「道徳的実践力の向上に鑑み、命の尊さを理解し、自分の大切さとともに」とずっと続くようにしていただきたい。もう一回言います。「道徳的実践力の向上に鑑み」、道徳的実践ではないです、「道徳的実践力の向上に鑑み」、それを最初に、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

川本部会長 お答えはどうされますか。どうぞ。

伊藤学校教育部長 また後で検討させていただきます。

川本部会長 そうですね。それでよろしいでしょうか。

八木委員 結構でございます。ぜひお願いいたします。

川本部会長 検討していただくということで。次に行かせていただいて、よろしいでしょうか。

それでは、各論の 13を審議いたします。それでは、よろしくお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長            それでは次の 13、信頼される学校づくりをお願いいたします。

まず、現状と課題でございます。これまで以上に地域や保護者等と学校が連携していく必要があるという認識のもとに、6点挙げてございます。

まず1点目が、平成18年12月、教育基本法が改正されまして、新しい時代の教育の基本理念が明示されたということ。

2点目が、平成19年に、続きまして学校教育法等が一部改正されまして、学校評価を活用し学校運営の改善を図るなどが定められているということでございます。

3点目が、今後とも児童生徒数の状況に応じた、良好な教育環境の保全に努めていく必要があること。

4点目につきましては、家庭・地域との連携につきまして、学校がこれまで以上に積極的に家庭・地域に働きかけ、ともに学校づくりを推進していくことが必要となっていると記述しております。

5点目は、近年、さまざまな事件や事故が発生しておりまして、子供の安心・安全の確保が課題となっているということでございます。

6点目につきましては、教職員研修の重要性が高まる中で、研修の拠点となっております総合教育センターの建物が著しく老朽化しているということを挙げております。

これらを踏まえまして基本方針といたしましては、学校運営状況の公開、教職員の指導力の向上、安心・安全な教育環境などを基本に、家庭・地域と連携し「信頼される学校づくり」を推進しますとしております。

主要な施策展開といたしましては、4つ挙げております。

1つ目が、家庭・地域とともに歩む学校づくりでございます。こちらにつきましては、学校の経営方針を作成し、その公表に努める。また、学校評価や学校評議員等の活用の促進を図っていくといったところを記述させていただいております。



そして、この主要な施策展開の(1)の文末になりますけれども、こちらにつきましては、「総合的な学習における講師活動の取り組みなどを進め、教員が子供一人一人に向き合う環境づくりに努めます」と記述をしておりますが、こちらにつきましては、「講師活動の取り組みなどを進めます。」で切っただき、後は削除ということでお願いをいたします。「総合的な学習における講師活動の取り組みなどを進めます。」、ここにつきましてはこれで終わるということでございます。

それでは、2点目、教職員研修・研究活動の充実でございます。こちらにつきましては、総合教育センターを中心に、経験や職種に応じた教職員研修の充実を図ってまいります。また、実践交流を重視した研究への取り組みの継続などを行ってまいります。あわせて、新総合教育センターの整備に向けた取り組みを進めてまいります。

3点目といたしましては、安心・安全対策事業でございます。こちらでは、校門の警備など、子供たちが地域や学校で安心して安全な環境の中で生活できるよう、行政、学校と保護者や地域が一体となり、関係機関と連携した取り組みを進めていきますとしております。この(3)の内容でございますが、この中で「子ども110番」と記述をしておりますが、これにつきましては、「防犯訓練」に改めていただくようお願いいたします。「校区の見守り活動、防犯訓練等、子供たちが地域や学校で」というように改めさせていただきます。

そして4点目、(4)学校組織の確立・活性化でございます。こちらにつきましては、教職員の増員を県に要請するなど、また市民・保護者から信頼される学校経営、学級経営を目指してまいりますとしております。

市民一人ひとりの活動といたしましては、家庭・地域・学校の役割について認識するとともに、学校への支援活動として「ささえ事業」などに積極的に参加するとしております。

まちづくり指標といたしましては、1つ目、ささえ・延べ活動時間数、こちらにつきましては、計画期間内で上げていく方向でございます。

2つ目が、学校関係者評価の実施と公表。

3つ目が、オープンスクールの実施延べ日数を挙げてございまして、それぞれ計画期間内で上げていく方向でございます。

説明につきましては、以上でございます。

川本部会長        ただいま、市からの説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

御意見、御審議よろしく願いいたします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

谷垣委員        学校評価ですが、評価そのものは随分昔から、各学校で行ってきているわけです。それをどういうふうに公表するかということで、私も今ある中学校の学校評議委員もしておりますけれども、そこはちゃんとされている、この中学校の20校のうちの16校に入っていると思いますのですけれども、もう少し前から各学校ではやっているのに、100%近くに平成30年はなるように努力をするということになっておりますが、なぜ現在そういうふうに少ないのでしょうかということに疑問に思っているのですけれども。

川本部会長        いかがでしょうか。

山本学校教育グループ長        この学校評価につきましては、言葉が非常に変わってきておりまして、一つは自己評価という形で、学校の先生方が自分たちの教育活動について評価をする、それについてはかなり前からしてきました。

ただ、自己評価はするけれども、結果を外に、地域の方ですとか、保護者の方に対して公表するということは、それほどされていなかったのだろうという気がします。ですから、これは実施ではなくて公表をしているかどうかということが一つ。

今度は、自己評価と学校関係者評価というのは違ってきまして、学校関係者評価というのは、教員の先生方がする評価を評議員の方ですとか、地域の方にそれを見ていただいて、声を頂戴して、その結果を公表する。そこまでをまとめて学校関係者評価の公表ということなのです。これがはっきりと出てきたのが2年前からです。という

ようなことで、現在各学校が取り組んでいるということで、公表率のパーセントが低いということでございます。

川本部会長        そういう御説明でよろしいでしょうか。

どうぞ。

浅見委員        今の評価に関連しているのですけれども、学校評議員をされた方からのお話ですと、評価項目の中の項目にやはり評価しにくい項目があるということで、それをどういうふうに評価していくべきなのかということと、それがどう次年度につながっていくかということが不明瞭で、どう生かしているのかというのが、こちらに伝わってこないというのがありまして、まだ2年目なので、それがどういうふうにすぐというわけにはいかないと思うのですけれども、その辺の評価項目を検討していただいて、よりよいものをつくり上げていていただきたいということを言われていました。

それからもう一つ、まちづくり指標のささえ・延べ活動時間数ですけれども、活動時間数よりは、ささえ事業にかかわっている方の人数、いわゆる学校教育にかかわれる保護者であったり、地域の方々であったりするるので、そういう方が増えるということとはやはり望ましいと思いますので、その辺の人数を評価していった方がいいのではないかと、個人的には思いますけれども。

川本部会長        時間ではなくて。いかがでしょうか。

山本学校教育グループ長        学校評価の評価指標につきましては、御指摘のとおり課題としてあります。それも現在各学校、それから市の方ともそれについては検討したいということを考えております。

ささえの方につきましては、時間がいいのか、人数がいいのかというのは、どちらもいろいろ意見がありまして、悩んだ部分ではあります。検討させていただきます。

川本部会長        検討していただくそうで。

ほかに。

野上委員 今のささえの話。

川本部会長 ささえの話だったら続きでどうぞ。

野上委員 ささえについてなのですが、私このささえというのを初めてこの表で見たのですけれども、これについて私みたいに知らない方がおられるかと思うので、もしあれでしたら、こちらに注意書を書いていただいたらどうかと思うのです。

川本部会長 何をしているかという内容みたいな。たくさんありますよ。園芸ボランティアもあれば図書ボランティアもあります。いかがでしょうか、その内容を。

山本学校教育グループ長 検討します。

藤田委員 同じなのですけれど、先ほどの図書館も、この西宮で図書ボランティアがあるのは、本当に他市に誇れるものだと思うので、ぜひこれは載せてほしいと思うのです。

豊中とか、そういうところで、西宮で学ぶのは図書ボランティアがこれだけ充実しているというぐらい全市の小学校、中学校にあるということは、本当に素晴らしいことだと思うので、ぜひこれは注目していただきたいと思います。

それから、もう一つ、右側の展開のところなのですけれども、安心・安全の対策なのですが、校門の警備と書いてあるところですが、昨年から42校全校に、警備のボランティアが配置されましたけれども、非常に中途半端な警備の仕方、午前中いっちゃれば、午後はいらっしゃらない、これでは本当につくられたものだけでボランティアを配置しましたとは言えないので、もう少しこのところに、もしこれが終日いっちゃうような方向であれば、もう少しこの校門の警備というところに書き加えていただくようなことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

川本部会長 はい、いかがでしょうか。

楚和管理グループ長 おっしゃるとおり、今年度、平成20年度に初めて校門に、これはボランティアではないのですけれども、一般の警備員を委託という形で配置させてもらったのですが、おっしゃるとおり現在7時40分から12時半までしか配置して

おりません。

実施にあたって、一応難点といたしますが、費用の面というのは非常にありました。ただ、費用だけの安全を買うのかという話も当然出てくるわけですがけれども、基本的な制約もございましたので、どの時間帯に配置したら一番効率的か、3時間、4時間という時間制約がございますので、その辺を校長先生と大分協議させていただいて、まずは子供たちが絶対に学校にいる時間帯、これはいつかということで、やはり午前中です。そういうときに先生方も当然授業に出ておられますので、どうしても手薄になるという形の中で、主に午前中、いわゆる12時半をめぐりに入れさせていただいたということですがけれども、おっしゃるとおり、12時半以降は、していないのと一緒のことではないかということがございます。

その中で安全を守るために、どうしたらいいのかという話が当然出てくるわけですがけれども、一つはうちの委員会の方も訴えはしておるのですが、ここに出ておりますとおり、ささえとかそういう事業も活用していただきまして、やはり地域の方に助けていただいたというのが、一つは希望的な観測ですがけれども、そういうものもでございます。当然この後、時間帯の延長ということも現在も考えておるのですが、始めさせてもらって1年目の事業ですので、今すぐ延長という話は今のところないのですが、行く行くは延長ということは考えていかないといけないと考えております。

以上でございます。

川本部会長        よろしいでしょうか。

ほかに、どうぞ。

谷垣委員        済みません。先ほど学校評価のことを言いまして、課長の方からも公表について御意見がありましたけれども、教師が評価するのと、それから保護者が評価するのと、地域は言うことはないと思いますけれども、大体二者がやっておりますよね、中学。その差はやっぱりありますね、項目によっては。先生は一生懸命これ

に取り組んだと思っけていても、保護者の方はそれが十分理解できていなくてというふうに差があるわけですね。私も実際に行っていますところで、差があったのですけれども、これはやはり職員に返すところは返して、例えば複数指導とか、そんなのでうまくいっている、いっていないというものがあつたら、やはり複数指導のやり方を研究、教職員がしていくとかですね。

そういった意味で差はあると思っけても、そういうことを恐れずに、まだ何十校か幼稚園から含めると、公表されていないというところがありますので、そういう点で、評価というのは反省するために、次のステップに向かって進歩していくため、成長していくための評価だと思っけていますので、努力いただいて、西宮市の学校教育の向上ができればなというふうに希望をします。

それから、もう一つ、ささえ事業のことで、本当にこれがどこまで集計されているのか、開放図書館のボランティアでしたら、毎年私の学校では募集しておりまして、年間にすると100名、200名というふうに皆交代で出てきてくださるわけですね。だからそういったことで、もう少し輪を広げたり、呼びかけていけば、もっと増えていくと思っけていますし、例えば目標値、平成30年、6万8,000が7万5,000ですから、7,000人ぐらいの増になっていますけれども、これからは、高齢者も増えていきますし、呼びかけによっては、もっと地域の呼びかけやら。

浅見委員 済みません、これは時間です。人数ではないのです。

谷垣委員 ごめんなさい。時間数でした。

川本部会長 これは時間が出ていますので、人数を入れていただきたいという要望があつたのですけど。

谷垣委員 それは難しいかもわかりませんが、例えば私は、昔遊びの指導に行ったりとか、これは老人会から呼びかけられて行ったりとか、震災のときに応援で震災記念日ですか、私の地域は記念碑のところにありますので、あそこで集会をするのに応援に行つてほしいとかいうふうな形でいろいろささえ事業の方の参加はしており

ます。

川本部会長 地域によっていろいろあると思いますけれど。

各論の 13で何かほかございませんでしょうか。はい、どうぞ。

仲野委員 評価です。自己評価は全市的に共通項目でなさいますか。それとも学校ごとの独自の評価項目でなさっているのかというのが1つ。

それから2つ目、自己点検との区別を明確にされているかというのが2つ目。

3つ目は、第三者評価について、かなり確定的なことを概念図に書いていらっしゃるのですが、第三者評価はまだ文科省もはっきりと出してないと思うのですが、どなたにさせていただくつもりで西宮市さんは想定されているのかというのが第3点目です。3つお願いします。

川本部会長 はい、お願いします。

山本学校教育グループ長 評価項目につきましては、1つは推進の方向にも書いているのですが、西宮学校評価ガイドラインということについては、全小・中学校で共通の項目でしています。

ただ、それは大きいところばかりですので、細かいところについては、各学校で自分の学校の自己評価の項目は持っているということでございます。

仲野委員 では、ミックスですね。

山本学校教育グループ長 そうでございます。

それから、自己点検と自己評価の明確な違いということ。

仲野委員 明確な違いを教職員はもちろんです、特に学校関係者の方に示しているかということ。

山本学校教育グループ長 それはしておりません。

仲野委員 では、大きな誤解が出ますね。自己点検と全然違うので。

今お話で、自己点検を長らくしていらっしゃいましたという御意見があったのですが、それは自己点検であって、自己評価というのは学校全体の活動を教職員がどう見

ているかという話で、自分がどういう教育活動をしているかの評価というのは一切しないわけで、それは自己点検の話ですから、それはこのたび出た、去年度ですけども、出ました文科省の学校評価ガイドラインの方では、明確に書いてあったと思います。

それから、保護者等に対してのアンケートも資料として使えません。参考資料としてしか使えないという明確な約束があるので、そのあたりをどこまで学校関係者たちに説明されているのかを聞きたいのですけれども。それは間違いなく浸透しているのでしょうか。でないと、そこに誤解があったら、この学校評価のシステム自体が崩壊します。そこが疑問に思うのですけれども。

山本学校教育グループ長           ここに図として関係者評価と自己評価と第三者評価の図を書いているのですけれども、これに基づいて学校の方には説明をしているということでございます。

仲野委員           では、自己点検との誤解は一切ないということでもいいのですね。それと、学校関係者すなわち評議員とか、保護者、PTA関係者とか、地域の青愛協さんとか、いろいろな団体の方々にかかわっていただいて、学校関係者評価委員会をつくらないといけないわけですけれども、そのときに自己点と自己評価と違うということとをきちんと説明がないと、これ自体はPDCAのサイクル自体ができなくなるのではないかと。

それから先ほどお話が出たのですけれども、学校関係者評価から出てきたフィードバックを公開するというのももちろんなのですが、それを学校の方に返して、このPDCAサイクルの中では、要するに改善策を次年度に向けてつくらないといけないと思うのですが、それは大体何月ごろの御計画なのでしょうか。4月には大抵学校では、我が校の方針はとなさるのですよね。ということは、3月ぐらいには多分校長会などでは、こういう方向で来年度は行くよという話があるということは、かなり前倒して改善策を立てるということになると思うのですが、時間的なものがさっぱりわからないので、とってきれいいには書いてあるのですけれども、実践で使うにはわかりにく



い、いつごろ改善策を出して、いつごろチェックの締め切りがあってというような、もちろんここに書くという意味ではなく、どういう含みを持っていらっしゃるのかというのを知りたいのですけれども、いかがでしょうか。

山本学校教育グループ長 3学期に入りまして、先ほど御指摘がございました学校関係者評価審査委員会ですか。

仲野委員 審査委員会という名前はない、評価委員会だと思いますけど。

山本学校教育グループ長 それを各学校の方でつくるような方向でずっとしていまして、少なくとも3学期に入りまして、すぐに自己評価等はしまして、それに基づいて、学校関係者評価等を進めるという形で進行するということになると思います。年のサイクルのサンプル例は各学校の方にも提示したところです。

それから、第三者評価につきましては、ここに図としてこういう形で書いていますけれども、現状のところ、第三者評価についての検討は進めていない状況でございます。関係者評価をまずしっかりとしたいという形で、現在考えているところです。

仲野委員 ということは、進められないということですね、あるいは案があるのですか、第三者評価は。

山本学校教育グループ長 いえ、ありません。もっと言いますと、一応こういう図は出てきましたけれども、具体的なことの進め方は、県の方の指示等もありませんし、まだそこまでのことを考えた案もありません。

仲野委員 先ほど、3学期に入って自己評価をやって、それから関係者評価をやってとおっしゃったのですが、間に合います。

山本学校教育グループ長 そういう形で進めるようにしています。実際に3学期早々、自己評価という形で現在考えております。

仲野委員 文科省の学校評価審議会というか委員会の副座長の門下生なのです。無藤隆というのが今副座長でおるのですけれども、いろいろとそのあたりの話を聞いておりましたら、自己評価をやって学校関係者評価をやってという流れではもちろん

あるのですけれども、特に学校関係者評価をやるときに、先ほど浅見さんが言われた御意見の中で、評議員の人にやってもらったのだけれども、評価しにくいというような項目があったという御意見があったのですけれども、あれは学校の現状を普段ほとんど見ない人たちが入っているので、これは済みません、総合計画とは話がずれるのですが、学校評価のことは出ているので、多分これはこれから本市においても非常に重要な、学校が地域の中で信頼される位置を確立しているかどうかというときに、学校評価というテーマは大切だと思うのです。もしそれを本気で、もちろん本気でなさるのだと思うのですけれど、そのときに学校関係者評価をする評価者たちに、私はやはり年度初めから定期的に学校見学をさせたり、ここで出てくるオープンスクールなどの機会に行ってもらったり、体育祭とかいろいろな文化発表会なども顔を出してもらおうというようなことを教育委員会がリーダーシップをとって、学校の方にそれをきちんと連絡しながら見てもらわないと、学校関係者は評価しにくくなると思うのです。

例えば、谷垣先生みたいに学校にかかわっていらして、評議員もされていたら、大体おおよそのことは検討がつくと思うのですけれど、全然そういったことは普段はなく、役職的にお手伝いにあがる方もおられると思うのです。そのあたりのところを陰では固められておいた方が、今のお答えを聞いていると大変申し訳ないのですけれども、まだ固まりきっていないところで論議されているのかなという印象を受けましたので、そのあたりの歯車をうまく合わせながら、ここでは出していけるということにさせていただくと、とてもいいのではないかと。

これから、西宮市にとって、学校の信頼というのはすごく大事だと思うので、ぜひ頑張っていたきたいと思いますので、少し問題提起をさせていただきました。

以上です。

川本部会長            学校評議員の方に、学校のいろいろな行事の御案内はその都度出しておられます。やはり、評議員の方は、私の感覚では、地域のことをよく御存じの方がなっておられると思っておりますので、行事のたびに御案内もいただきますし、

全然学校がわからなくて評議員をしているというのは、少ないのではないのでしょうか。

仲野委員 学校関係者評価というのは、評価者は評議員だけではなく、ごく一部なのです。だからもっと広く本来とらないといけないというのが指針で出ています。ですから、それを申し上げたい。

だから、評議員の人たちだけがわかっていても、だめなわけです。そこを言っているわけです。要するに、方針、方向性として、外部評価させる人たちにどこまで西宮市の学校の現状を近いところでわかってもらって、教職員が評価したものをさらに評価するということですから、この学校関係者がしないといけないのは、自分たちが目で見て、これを評価するのではないのですよ。教職員が出してきた評価を評価するというのが役割だから、ですからよほど深く見ておいていただかないといけないということで、体制づくりができていますかということを探ねておるわけなのです。

川本部会長 今のことについて、何か。

仲野委員 もうお答えはよろしいです。

川本部会長 ほかの方の御意見よろしいですか。何か御意見ございませんか。どうぞ。

八木委員 安全・安心対策とそれから研修についての2つ、1分以内。

イノシシがある学校に入ってきています。校庭の芋を食べている。想定外のところから入っている。そして想定外のことで引き上げておるのです。金網をしていたらいいと思うわけではない、金網では持ってきますから。

去年はイノシシの当たり年で、えさがたくさん山にありまして、たくさん子供が生まれた。今年は非常に少ないから学校まで食べにきている。想定できますね。イノシシは入ったけれど、静かに帰って行ってくれたら、それでいいのです。ところが、何かの拍子に帰り損なったイノシシが校庭をうろうろする恐れがある。そこへ人間がたくさん入ってくる。パニックになって暴走すると、こういうことを想定されますね。

だから、この点もう一度、特に山手を中心にチェックしていただきたい。専門家も

含めて、これが一つ安全対策。

2つ目、評価と関係あるかもわかりませんが、学校にどうぞいらっしやい、自由に見てくださいといっても行きません、一般の人は。うちのところはオープンですと言っても、それは建前であって、たった一人では見に行きません。研究指定をしている学校なら行ってもいいかな。西宮市内で、評価、道徳、特活、これ三本柱ですね。この三本でどれだけ指定校として研究しているか、西宮市の指定、県の指定、文部科学省の指定、大きなものこれぐらいですね。

そういうものが、公表されているかどうか、そして教師以外のものが、若干名でも見に行けているかどうか、そういうPRもしているかどうか。このあたりが一番厳しい学校評価です。いい学校はうわさになって、県外からバスツアーで来ます、そういう学校は。それをぜひ進めていただきたい。

別に何も学校のことを知らない人は不平を言う人がおりますよ、学校の批判とか。学校を見に行ったかいうと、見に行っていないのです。授業も見てないのですね。昔の教育はよかったと言って、そういうナンセンスな批評、批判というかがまかり通るときです。だから、ぜひ今のよさを見せていただきたい。これを教師の研修活動は当然ですが、それ以外の一般の指導というか、保護者は別です、保護者は結構行きますから。自分の子供が行っていますから。それ以外の人たちに客観的なニュートラルな立場で見ていただいて、しかも評価していただく。これが教師を物すごく尊敬するものになると思いますので、ぜひお願いしたい。

以上です。

川本部会長           ほかにございませんか。どうぞ。

羽田委員           信頼される学校づくりの一翼を担っているものは、やはり教員だと思うのです。教員を育てる教職員研修について、教育研究所を中心に組み込まれているというように思うのですが、大体即戦力となるような、いわゆる教育技術的なもの、それから生徒指導的なもの等々あるのですが、以前にもこの会議で、赤ちゃんが赤ち

ゃんを育てているというような、そういう表現で出た話もありますが、やはり教員の資質という問題が非常に大きな問題になっているのではないかとこのように思います。非常にたくさんの教員が、このところさっと辞めていったという状況があります。

そんな中で、いわゆる比較的若い先生方が入ってこられる、そういうような状況もありますし、今後学校を支えていただく管理職を目指しておられる方等々あるわけですが、やはり人間性という問題を育てていただくというような、そういう研修、いわゆる人間としての背骨になるような研修というものも、今後大変必要になってくるのではないかとこのように考えています。

そういうような意味で、いろいろないわゆる教育関係の方でない方を呼ばれて、研修も続けられていると思いますが、今後そういうような面でも充実を目指して取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

川本部会長           はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。今大体の時間配分をみているのですが、どうぞ。

小林副部会長       今、教職員の研修ということが出ましたけれど、私これは本当に大事なことだと思います。当然予算というものの下敷きもいるわけですから、その辺はやはりしっかりと踏まえてほしいと思います。

教職員を育てるといっても、いろいろな段階がありますし、それから何か国の指針となる教育論でも、ふらふらとその時代を背負って揺れ動くという難しさもあるにしても、やはり大事な子供たちの成長、そして日本の国のしっかりした国づくりということ、大きな目標を持っていますから、研修というものは本当に大事だと。

ですから、いろいろ段階があって、西宮市で、あるいは市内でする研修は当然ですけども、めげずにやはり先進他市の研修とか、あるいはかつては、これはお答えいただきたい、今どうなっているかあれですけども、例えば教育大学へ短期の留学というか勉強させたというような、そういったシステムを大事にしながら、また時には、

教育者以外との交流、民間人との交流、あるいは民間での学習なども踏まえて、しっかりと勉強してほしいと、そういった取り組みという覚悟はおありでしょうねという思いが私は切々といたします。

確かに振り返って、本当に教育論が変遷してきています。今でさえ、当たり前の学力テストでさえも、それは反対でということも、人権教育の観点からということ、言われたときもありましたけれども、それやこれや迷いながらですけれども、やはり教育委員会としては、研修、そして人事異動、そういったことも十分に踏まえて、ならばどれぐらいの予算の確保がいるかということも踏まえて、これから取り組んでいただきたいと思います。

お答えいただけるかどうか、教育大学などへの派遣状況は今どうなっているか、あるいは外国への派遣はどうなっているか、その辺は御存じでしたら教えていただきたいと思います。

川本部会長           はい、いかがでしょうか。

戎野施設計画グループ長           研修の中にいろいろ御指摘もございますけれども、例えば半休業中を利用いたしました長期社会体験研修でありますとか、それから他の大学へ留学させるような研修もございます。人数についてはあれですけれども、一応御指摘のような研修はございます。

小林副部長           少しだけ足しますけれども、全国的に見ていると、例えば民間人の校長登用とか、非常に際立った手法を使うということもありますけれど、そこまで直ちにいかないにしても、教育委員会だけの議論に終わらないように広く外部の社会との接点と意見の交流というものは、していただきたいということをお願いしておきます。

川本部会長           ただいまから、各論の 14に入るのですが、各論 14と、それから先ほどの共通項目の修正案を今日は審議しなければならないので、この時間から申しますと、また時間を延長しなければならないことになるかもしれませんので、3時

半が来た時点で、また皆さんにお諮りして時間の延長ができるかどうか、また3時半の時点でもう一度諮らせていただきますので、その旨よろしく願いいたします。

それでは、各論 14をお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 には、次の 14、計画的・効率的な学校施設運営をお願いいたします。

現状と課題といたしましては、教室不足や築年数の経過による建物の老朽化などの問題を早急に解決していく必要があるという認識のもとに、3点挙げております。

1点目につきましては、本市の小・中学校、児童・生徒数につきましては、阪神・淡路大震災後、減少をいたしておりましたけれども、19年度におきまして回復してまいりまして、小学校におきましては震災前を上回るまで増加しているという状況でございます。また、小学校における35人学級の実施もございまして、急増している地域では教室不足が深刻な問題になっている、また反面、小規模化が進行している学校も生じているという状況でございます。

2点目といたしましては、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正施行されまして、本市におきましても学校の耐震化の推進が課題となっているということ。

3点目といたしましては、また老朽化した学校施設の改善、これが大きな課題でございます。また、長期の整備計画が必要となっております。そのほか、空調や電気設備等、学校施設の充実が求められているということとしております。

基本方針といたしましては、子供たちが安全に安心して学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備充実を推進してまいりますとしております。

それを踏まえました主要な施策展開といたしましては、3つ挙げております。

1つ目が、児童急増対策でございまして、要綱に基づきます住宅開発の抑制指導を継続してまいりますとともに、教室不足問題につきましては、仮設教室の設置や校舎等の増改築事業を進めていくとしております。

2つ目が、学校施設の耐震化でございます。耐震化が必要な施設につきまして、「学校施設耐震化促進計画」を策定するとともに、建てかえによる耐震化、耐震補強工事を順次進めてまいります。

3点目といたしましては、学校施設整備でございます。定期的な点検、その安全管理を図りますとともに、老朽化に伴う改修や設備の更新を年次的に進めてまいります。そのほか、エレベーターの設置等、施設のバリアフリー化、小・中学校の普通教室の空調設備をあわせて整備してまいります。

市民一人ひとりの活動といたしましては、子供たちが、安全に安心して学校生活を送れるよう、学校と地域の市民一人一人が連携して校区内の見守り活動に参加するとしております。

まちづくり指標といたしましては、1つ目が学校施設の耐震化でございます。30年度までに100%。

2つ目が、学校へのエレベーターの設置。

3つ目が、小・中学校の普通教室への空調設備の設置でございます。それぞれ目標であります30年度までに100%を目指してまいります。

説明につきましては、以上でございます。

川本部会長            ただいま、市からの説明が終わりましたので、ただいまから審議に入りたいと思います。

御意見、御質疑よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

野上委員            質問です。表の中の小・中学校の児童・生徒数についてですが、これは西宮市民全体の数でしょうか、それとも公立校のみの数でしょうか。

川本部会長            はい、お願いします。

山本学校教育グループ長            これは公立です。

川本部会長            公立だけだそうです。

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。



八木委員 右の方に行っているのですか、右ページ。

川本部会長 14全体でもよろしいです。どうぞ。

八木委員 空調設備の件ですが、100%を目指しているとのことですが、反対の人はいないのですか。問題点というか。

例えば、東京都は全区ですんでいます。ところが、ある1区だけが空調をしていない。原因はわからないのですけれど、杉並区だったか、何か非常にハイソサエティーの人が住んでいる地域がやっていない。いろいろ考えさせられるのですが、1校当たりの電力の使用料はどの程度の予測をされていますか。家庭数にすれば何戸分か、そのあたりは計算されているのですか。

すなわち、子供たち、学校に生活する人たちは、涼しいですが、周辺にかなりの熱が放出されて、そのあたりが問題になっているのと違うかなと、エコの関係もあって、それが一つ。

それと、小・中学校が出ていますが、新設校にはなぜ空調設備がいるような学校を建てるのか。兼好法師もおっしゃっているように、夏は涼しく、建物は「夏をむねとすべし」というふうにおっしゃっているのですから、夏涼しく建てれば、冬はどうかこうにか、今どきはサッシですから暖かいし、要するに設計の段階で涼しい建物ができるはずですが、新設校は。古い校舎は仕方ないかもわからない。そのあたりを配慮されているかどうか、反対する人たちを説得する意味でも、お聞かせ願いたい。

川本部会長 いかがでしょうか。はい、どうぞお願いします。

森脇営繕設備グループ長 津門小学校の件ですけれども、御指摘のように、最近温度も地球規模で上がっていますし、各教室では夏には30度を超すような教室もございまして、例えば屋上緑化とか、それから空気の流れをよくするように、例えば窓を開放的にするとか、いろいろ考慮はしておるのですが、やはり昨今の温度上昇もありますので、温度を下げるというのは、なかなか難しいという状況がございまして。

津門小学校については、現在空調設備は設置していないわけですが、今後、既

存校も含めまして、地球環境の温暖化に対応するように一貫すれば、教室環境がより快適になるかというのを考えている状況です。

確かに空調をすれば、都市熱は上がりまして、逆に地球環境上よろしくない状態もありますので、その中で最近エコスクールという内容でいろいろ文科省の方から指導もございますので、それと並行に極力空調設備はつけても、ソフト面でつけないような、極力期間を短くするような方策を建築的に考えていくべきだということで、現在検討中でございます。

川本部会長           ありがとうございます。

はい、どうぞ。

楚和管理グループ長           もう一点、1校当たりというのですか、教室当たりというのですか、つけている電気量の話をおっしゃっていましたが、導入の形式といえますか、ガスで入れるか、電気で入れるかということで、当然その辺のいわゆる熱源によって違ってくると思うのですけども、現在、基本的にその辺のイニシャルコストと、いわゆるランニングコスト、どのぐらいの電気料とか、当然価額も含めまして検討段階に入るといって、現在詳しい資料を1校当たりで言うと、1家庭の電気代の何倍ぐらいになるのかという話だと思うのですけれども、詳しいことは、まことに申し訳ないのですが、今つかんでおりません。それをつかんだ上で、導入方法について検討していくという段階になっておりますので、御了承願いたいと思います。

川本部会長           ありがとうございます。

はい、どうぞ。

戎野施設計画グループ長           エアコンの設置によりまして、地域の方の温度上昇といえますか、CO<sub>2</sub>の排出ですとか、温室効果ガス、そういったものが、地域に与える影響のことを懸念されておられましたけれども、新しく校舎を増改築する場合に学校の敷地の2割と、それに今度はプラスアルファで校舎の屋上面積の2割も緑化しなさいというように県条例の方で決められましたので、そういった排出以外に周りの

温度を下げるような対策も同時に講じていくように考えております。

エアコンの室外機につきましては、できるだけ校舎の屋上に設置しまして、熱を上空に上げていくというように考えております。

川本部会長           はい、ありがとうございました。

ほかに、御意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、各論の14の審議、今日の12、13、14は終わらせていただきます。

それでは、共通項目の修正案をただいまから審議させていただきます。時間の配分で、場合によると延長するかもしれませんということを御了承ください。

では、市の方からの御説明よろしく願いいたします。

田村総合計画担当グループ長           では、最初に見ていただきました、修正に関する資料4点でございます。

まず一つ目が、A3の資料になります。これにつきましては、以前送らせていただきましたものから、市の方の考え方をこの修正案に合わせて直したものでございます。この内容につきましては、また御確認をいただきたいと考えておりまして、本日の説明につきましては、残りの3つの資料で、修正した内容を中心として説明をさせていただきますと考えております。

それでは、A4、1枚ものの共通項目修正案の比較表をお願いいたします。こちらの方で、原案と今回の修正案の大きな構成の部分からの変更の説明から入らせていただきます。

まず、基本構想につきましては、右側が修正案になっておりますが、中心になりますのが、第5、まちづくりの主な課題を新しく設けております。これにつきましては、原案におきまして、第1の2、前総合計画によるまちづくりでありますとか、第3の時代の潮流とまちづくりの主な課題の中で、個別に記述をしている内容でございます。

これにつきましては、全体的なストーリー性でありますとか、つながりを重視していかなければならないという御意見をいただいております、御意見等を踏まえまして、

修正案におきましては、まず第3のところの前総合計画によるまちづくりに移動させました。引き継いでいく課題といったものの記述をしております。

そして、第4につきまして、時代の潮流といたしておりますけれども、内容的には原案と変えておりません。時代の潮流と、それがもたらす市における課題を記述しております。

そして、この第3、第4を踏まえまして、そこに散りばめております課題を再整理いたしまして、まちづくりの主な課題としました。

1が地域コミュニティの活性化、2が次代を担う子供の成長、3が安心・安全のまちづくり、4が環境との調和、5がまちの活性化という5つの課題に整理しているというものでございます。

そして、ここで整理をいたしました5つの課題に対応するものとして、次の第6の将来のまちのイメージが5つあるという形としております。

構成としまして、基本構想におきましての大きなところは以上で、次に下の基本計画総論、そして計画推進編の第2章を合わせて説明をさせていただきます。

まず、基本計画総論におきましては、第2の計画の基本指標のところには3といたしまして財政を入れております。原案におきましては、計画推進編の第2章で、一番下にあります財政見通しと事業計画につきまして、記述をしてございました。この計画推進編第2章の財政見通しと事業計画のうち財政見通しにつきまして、この総論の計画の基本指標、こちらの方で記述をさせていただくという形で基本計画を進めていくに当たって、人口と財政という形での枠組みとして記述をしていくというふうに改めております。

そして続きまして、第5で事業・施策の実施としております。こちらにつきましては、原案におきましては重点プロジェクトとしていたところでございます。重点プロジェクトにつきましては、さまざまな御意見をいただいております。それらを踏まえまして、この重点プロジェクトをまず個別の事業に関する記述を除きまして、いわゆる

る方向性のみの記述とさせていただきます。中身につきましては、また後ほど説明をさせていただきます。

それと、あわせまして、現在の計画推進編の第2章にありました事業計画に関する記述、特に今後計画を進めていくにあたって配慮していく事項、この内容を第5の事業・施策の実施のところに持ってまいりまして、配慮すべき点、そして重点プロジェクト、重点の内容をその中の1項目として取り上げることにしまして、内容としては、方向性を記述するという形に改めております。

したがいまして、計画推進編の第2章につきましては削除するという形で考えております。

そして、原案でいきますと、第6、基本計画の見直しの記述をしてございましたけれども、この内容につきましては、基本構想の第2の2、目標年次のところに記述をすることといたしまして、この基本計画の総論からは外してございます。

大きな構成といたしましては、変更点は以上でございます。

それでは続きまして、基本構想の修正案から順次説明をさせていただきます。

基本構想の表紙めくっていただいて裏側の目次は、今見ていただきました構成のところと同じ変更ということで、変更部分につきましては、下線を引かせていただいておりますので、そこを見ていただきますようお願いいたします。

それでは、2ページをお願いいたします。第2の総合計画の役割と目標年次になります。

まず、1の総合計画の役割のところ、最後のところになりますが、部門別計画の表現を改めております。こちらにつきましては、部門別計画につきましては、基本計画総論のところでも部門別計画についての説明、表現を改めるべきではないかという御意見をいただいておりますので、その部分を修正しているのに合わせてこちらでも修正をしております。部門別計画と相互に補完・連携しながら、一体となってまちづくりを進めるとしております。

そして、次の目標年次になります。こちらでは3カ所修正を行っております。まず3行目の後ろからになりますが、基本計画について、長期的な財政見通しを踏まえと記述をしております。これは先ほど財政を基本指標のところに移すといったところを踏まえて記述をしているというものでございます。

そして、その次で、ただし以下で、中間年度に置いての基本計画の見直し、こちらは原案におきましては、基本計画総論において記述していたものを、基本構想の中で記述をさせていただくこととしております。

そして、3番目が実施計画につきまして、市長のマニフェスト、第3次総合計画と異なる点で、大きなものの一つとしてマニフェストがあるという御意見をいただいております。今回実施計画のところ、このような記述を入れさせていただいたというものでございます。

それでは、次の3ページをお願いいたします。第3の前総合計画によるまちづくりでは、第3次総合計画の総括として、特に行財政改善、第3次行財などにつきまして、適切な対応であったのかという御意見をいただいております。こちらにつきましては、下線を引かせていただいている部分、これまで以下のところで4行目になります、対応を余儀なくされました。その上からいきますと、3次にわたる行財政改善の実施や教育環境の保全に向けて、住宅開発の抑制指導を行うなどの対応を余儀なくされましたという記述に改めさせていただいているというものでございます。

また2番目、その後の宅地化や宅地の細分化によりという部分と、最後のコミュニティ意識の醸成などといった部分につきましては、第3回におきまして示させていただいた修正案、別紙1と内容は変えてございませんが、第3次総合計画から第4次総合計画に引き継いでいく課題として記述しております。

また、下から9行目になります。こうしたことに加えてという部分がございます。こうしたことに加えて、平成7年の阪神・淡路大震災により得た、住みよい文教住宅都市は、何よりも安全で安心できる都市でなければならないという貴重な教訓を生か

した、これにつきましては、震災の教訓のことが抜けているのではないかという御意見を踏まえまして、この表現を加えさせていただいているというものでございます。

それでは、続きまして5ページをお願いいたします。こちらにつきましては下線を引いている部分がございますが、これにつきましては、全体に係る意見といたしまして、片仮名語等については、できるだけ説明をつけていくべきだという御意見をいただいております。こちらでICTとかユビキタス社会について、説明を入れさせていただいております。これから後につきましても、できる限り入れるように修正をしております。

それでは続きまして7ページをお願いいたします。こちらが新しく加えました第5、まちづくりの主な課題になります。リードにも書いておりますように、「前総合計画によるまちづくり」、「時代の潮流」を踏まえ、今後のまちづくりを進めるためにあたるべき主な課題をまとめているということで、先ほどの前総合計画によるまちづくり、時代の潮流に掲げております課題を再整理いたしまして、5つにまとめているというものでございます。

1つ目が、地域コミュニティの活性化でございます。人口増、マンション建設、そういったものによりまして、地域の間関係にも変化をもたらしているということ。そして、高齢化による独居高齢者の増加、団塊世代の地域への回帰、こういった時代背景に加えまして、地方分権の進展に伴う住民自治、参画と協働のまちづくりへの大きな可能性が期待されている今日、地域コミュニティの再生は、非常に重要な課題となっておりますという記述を入れております。

これが後に出てきます将来のまちのイメージの市民一人一人が輝いて生きるまちへつながっていくというふうに考えております。

そして2番目が、次代を担う子供の成長といたしまして、学校についての記述を入れております。また、子育て世代の増加によりまして、教室不足が問題となっているということ、安心して子供を育てられる環境、この声に答えられるよう、ソフトとハ

ードの両面において、子育て、教育環境の整備を進めていく必要があるとしております。こちらの方が、まちのイメージでは子供たちの笑顔があふれるまちにつながっていくというふうに考えております。

そして3番目が、安心・安全のまちづくりでございまして、高齢化が進んでいく、そういう中でひとり暮らしの高齢者が増加すると予測をしているということとあわせまして、ユニバーサルデザインが行き渡った社会の構築が求められているとしております。

また、阪神・淡路大震災を経験した本市として、「減災」の取り組みを一層進めていく必要があるということと、治安面での不安が社会問題となっており、取り組みを進めていく必要があるというふうにしております。

そしてこれが、将来のまちのイメージのみんなが安心して暮らせる安全なまちにつながってまいります。

そして、4番目が環境との調和でございまして、本市における恵まれた豊かな自然を今後も保全をしていかなければならない。また、高層マンションの建築などによりまして、緑地が減少しているということで、景観保全や都市緑化の取り組みを求める声が高まっているとしております。また、環境学習都市である本市といたしまして、環境、地球温暖化対策や循環型社会の実現について先進的な取り組みを進めていく必要があるというふうにしております。

こちらの方が将来のまちのイメージの水と緑豊かな美しいまちにつながっていくと考えております。

そして8ページをお願いいたします。5番目がまちの活性化でございまして。こちらにつきましては、複合商業施設、大型家電店の出店、そして生活圏の広域化や情報伝達の発展とも相合わさりまして市外からの来訪者による経済効果をもたらすということと、今後は、既存商業施設との調和を図っていくこと、そしてまちのにぎわいを都市型観光などの産業との相乗的な活性化に結びつけていく取り組みが必要であるとし



ております。

こちらが、将来のまちのイメージの人々が楽しく交流する元気なまちにつながるというふうに考えております。

そういった形で、この第5を追加させていただいているものでございます。

それでは、次に9ページお願いいたします。まちづくりの基本目標のうちの基本目標、「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」でございます。こちらにつきましては、説明が足りないという御意見もいただいております、前々回第3回におきましても修正案をお示しさせていただきましたけれども、見直しまして、こちらの方の再度の修正としております。

まず、下線で引いているところからいきますと、こうしたことからといったところで、まず文教住宅都市を目標として引き継いでいくという記述を入れております。そして、生活圏の広域化などによる定住人口とあわせまして、広域化などによる交流人口の増加、本市に多くの人が集うまちになるということを予測しているということでございます。そして、それに伴いまして、本市は多様なふれあいや機会のある豊かなまちになるというふうに考えている。そういった触れ合いでありますとか、触れ合いの機会を大切に、さまざまなことに取り組んでいって、そういったものを通じて、市民一人一人が感動できるまちを目指していきたいということで、「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」とするという説明文としております。

それでは次の10ページにつきましては、3のみんなが安心して暮らせる安全なまち、これにつきましては、ユニバーサルデザインについての説明を入れさせていただいた関係で、文章を多少触っております。

あと少し飛びまして、15ページをお願いいたします。こちらの図につきましては、横で見ていただきました下のところ、2行の説明をつけ加えさせていただいております。こちらにつきましては、前の14ページの体系の表とどう違うのかということで、こちらの方ではそれぞれの将来像でありますとか、それぞれの施策、これが単独ではなく、

個別でもなく、それぞれ有機的につながっているということをこの図で示しているのですよという説明をつけ加えさせていただいているというものでございます。

それでは、次の16ページをお願いいたします。総合計画の実現に向けてのところの16ページで参画と協働の社会の実現を修正しております。これにつきましては、西宮市参画と協働の推進に関する条例が制定されたことを踏まえまして、条例をもとにした記述に改めさせていただいているものでございます。

17ページにつきましては、片仮名語に説明をつけるというものでございまして、基本構想の修正部分につきましては、以上でございます。

それでは、続きまして、基本計画総論をお願いいたします。こちらの方につきましては、少し飛びまして4ページをお願いいたします。まず、計画の基本指標のところの人口でございます。(1)として総人口についての記述をしておりましたけれども、こちらにつきましては、もっと資料もつけて説明がいるのではないかという御意見をいただいております、この4ページの下の人口の推移でありますとか、5ページの上にあります自然動態、社会動態の推移につきましてのグラフ、この3つのグラフを追加しております。あわせまして、4ページのところの中ほどにあります、転入数が転出数を上回るようになり、また若い世代の増加に伴い、出生数も増加しましたという表現を、これを踏まえて入れさせていただいているというものでございます。

そして、5ページ、(2)で将来人口の推計をしております。こちらについての50万9,000につきましては、いろんな御意見をいただいておりますが、コーホート要因法という手法によって推計しておりますけれども、これにつきましても直近数年の傾向が続いたとすればどうなるかという推計であるという説明もさせていただきました。それらを踏まえまして、ただし、現在の不透明な経済状況等により、住宅供給の傾向に変動が出て、転入・転出等の傾向が変わる場合がありますという注釈をいれさせていただいているというものでございます。

6ページにおきましては、高齢化人口につきまして、表現は高齢者人口の割合に改

めた方がいいという御意見をいただいております。改めたものでございます。

それでは次の7ページをお願いいたします。まず、2の経済指標につきましては、下線部のところ、しかしながら以降につきまして、直近の経済状況を踏まえた表現に改めた方がいいという御意見をいただいております。政府の資料等に基づきまして、この表現に改めさせていただいております。

そして、次の3が財政でございます。構成のところでも説明させていただきましたように、もともと計画推進編の第2章で記述をしておりました財政見通しをこちらで表現をさせていただいております。先ほどの人口とあわせまして、計画期間の財政の枠組みを記述しているというものとしております。こちらの内容につきましては、計画推進編第2章にあった内容、前回修正案としてお示しをさせていただいた内容を使わせていただいているというものでございます。

今後、投資的事業などに充当することが可能な財源につきましては、10力年で915億になると予測をしているということとしておりますが、最後にしかしながらいう表現で、地方財政は景気の動向や国の政策などに大きく影響され、現在の不透明な状況にある経済、税・財政制度などを踏まえると、将来の財政を見通すことは極めて難しい状況にあるという注釈を入れさせていただいているというものでございます。

それでは、続きまして8ページをお願いいたします。第3、市民の意識のうちの2の定住意識になります。他の項目と比べまして、こちらの方には評価がないという御意見をいただいております。その御意見を踏まえまして9ページの頭のところで地域別の住み続けたい理由のグラフを改めて挿入させていただきました上で、それに基づく評価の部分を入れさせていただいているという修正でございます。

それでは、続きまして少し飛びますけれども、13ページをお願いいたします。第5といたしまして、事業・施策の実施でございます。重点プロジェクトという記述でさせていただいていた部分になります。先ほど構成のところでも少し触れましたけれども、原案におきましては、計画推進編第2章におきましての計画を進めていくにあた

って配慮しておくべき事項を、総論の第5、事業・施策の実施のところで記述いたします。

基本計画を推進していくにあたって、次の点に配慮して進めていくこととしますといたしまして、重点プロジェクトにありました、まず公共施設の耐震化、これを1番目といたしまして、学校、集会施設、庁舎などの公共施設について、おおむね27年度までに耐震改修を行うということとしております。

(2)につきましては、もともとの第2章に記述をしていた項目でございます。

そして、(3)といたしまして、基本目標である「ふれあい 感動」を進める取り組みを行うということとしております。こちらにつきましては、この取り組みとしてどういう方向性を考えているかというのを下のところで注釈としてつけております。「ふれあい 感動」を進める取り組みとしては、次の方向性を考えていますということで、方向性につきまして4点記述しております。重点プロジェクトとしては6つを挙げておりましたけれども、1つ目の公共施設の耐震化は(1)で記述しております。

そしてあと、多世代ふれあいの推進、そして、緑の空間の創出のところにふれあいの森とスポーツ施設の整備を合わせて方向性として記述させていただいております。

そして、親水空間の創出、14ページにいきまして、環境問題の取り組み。それぞれの内容につきまして、個別、具体的な事業につきましては、記述を省きまして、どういう方向性で進めていくかという記述とさせていただいております。

それでは13ページに戻っていただきまして、あと配慮していくべき事項につきましては、(4)、(5)につきましては、もともとの原案の計画推進編第2章の表現と変えてはございません。

そして最後に、ただし、将来の財政を見通すことは極めて難しい状況にあるため、基本計画の事業・施策の実施にあたっては、直近の財政状況を踏まえ、毎年見直しを行う3カ年の実施計画及び予算編成の中で、事業・施策の取捨選択など必要な調整を図りながら、柔軟かつ適切な財政運営に努めますという記述としております。

それでは、続きまして15ページをお願いいたします。第6、部門別計画につきまして、説明文のところ、策定の後先など表現がおかしいのではないかと御意見をいただいております、それらを踏まえまして、まず部門別計画とはというところで、市においては、各種の部門別計画が策定されていますが、これらの計画はこの基本計画の施策の基本方針に沿って、基本計画を補完し、推進していくものですという位置づけとしております。

そして、その下になります、いきがい・つながりのところの国連10年を入れておりましたけれども、新しい計画が策定されるということ踏まえまして、新しい西宮市人権教育、啓発に関する基本計画として、改めているというものでございます。

修正案の説明につきましては、以上でございます。

川本部会長           ただいま、市からの説明が終わりましたが、今から審議に入りたいと思います。

御意見、御質疑をお受けいたしますので、よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。

小林副部長           ちょっとお聞きしますけれども、これは第1部会から第4部会までトータルしてということですか。そういうことね。

田村総合計画担当グループ長           このA3の資料は第1部会から第4部会まで、すべての意見を網羅しているというものでございます。

小林副部長           そして、もう一つ意見ですけど、今すぐに意見を言わなければいけませんか、今後でどうです、持ち帰っても。1回うちへ帰って読むと言われた場合はどうなりますか。

田村総合計画担当グループ長           修正案につきましては、次回第6回におきまして、各論、こちらの部会で御審議いただきました1から14につきましての修正案の御説明をさせていただいた上で御意見をいただきますので、その際にこの共通項目も含めて御意見をいただくということができると考えております。

川本部長 いかがでしょうか、皆さん、そうさせていただきますでしょうか。今見て、すぐ御意見出すというのも。それでよろしいでしょうか。次回ということで。そうすると3時半できっちりと終わることができます。

では、皆様、本当にお疲れさまでございました。今日は一応これで終わらせていただきます。

次回の予定について、事務局の方から説明よろしく願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 次回につきましては、来週の21日火曜日で、時間につきましては、きょうと同じで1時半からでございます。場所は同じ場所になります。そして、内容といたしましては、先ほども説明しましたが、基本計画各論、御審議いただきました1から14につきましてはの修正案をお示しさせていただきますとともに、先ほどの共通項目、そして各論の修正案、あわせまして御審議をいただきたいと考えております。

川本部長 はい、よろしいでしょうか、皆さん。どうぞ。

よつや委員 そうしたら、各論の修正案は、その日でないとわからないですね、来週の。

田村総合計画担当グループ長 今日いただいた御意見等もありますけれども、できる限り、事前にお送りするようにさせていただきたいと思います。

川本部長 できれば、そうしていただければ、今日みたいに、今日見て、またぱらぱら見て意見を言うのはなかなか難しいと思いますので、できれば早急にしていただきたいと思います。

では、本当に今日は皆さんどうもありがとうございました。お足元の悪い中どうもありがとうございました。

( 終 了 )